地方独立行政法人三重県立総合医療センター業務方法書(案)

1 趣旨

地方独立行政法人法(第22条)及び業務運営等に関する規則(第2条)の規定により、法人の業務方法の基本的事項を定めるもの

[参考] 地方独立行政法人法

(業務方法書)

- 第 22 条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。
- 3 設立団体の長は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(第4項 略)

- [参考] 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務運営等に関する規則 (業務方法書の記載事項)
- 第2条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、 次に掲げる事項とする。
 - 一 法人の定款に規定する業務に関する事項
 - 二 業務を委託する場合の基準
 - 三 競争入札その他契約に関する基本的事項
 - 四 前3号に定めるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項

2 概要

- (1)業務運営の基本方針(第2条) 中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努める
- (2)業務運営等に関する規則の規定による記載指示事項
 - 一 法人の定款に規定する業務に関する事項 法人の行う業務(第4条)、緊急時における知事の要請(第5条)
 - ・第4条第1項は、定款第17条を再規定
 - ・第5条は、定款第18条を再規定

[参考] 地方独立行政法人三重県立総合医療センター定款

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 非常時における医療救護等を行うこと。
- (3) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (4) 医療に関する教育及び研修を行うこと。
- (5) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(緊急時における知事の要請)

第 18 条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は 公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処す るため知事が必要と認める場合に、知事から前条第1号及び第2号に掲げる業務 のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施 するものとする。

二 業務を委託する場合の基準

業務の委託(第6条)、委託契約(第7条)

- ・効果的かつ効率的に業務遂行できる場合、業務の一部について外部 委託が可能
- ・外部委託を行うときは委託契約を締結
- 三 競争入札その他契約に関する基本的事項

競争入札その他契約に関する基本的事項(第8条)

- ・売買、賃借、請負その他契約締結する場合は、一般競争入札が原則
- ・法人規程で定める場合は、指名競争入札、随意契約なども可能
- 四 その他、法人の業務の執行に関し必要な事項 規程への委任(第9条)
 - ・業務方法書とは別に、法人の業務方法の詳細事項は法人諸規程で 規定